

「やまがた暮らし応援カード」事業の実施について

1 目的

移住希望者が、移住検討時にかかる一時的な経費の負担軽減や特典を受けられる制度を創設することにより、山形県への移住を促進するとともに、本県における移住者受入意識の醸成を図るもの。

2 事業概要

一定の条件を満たす移住希望者等に対して、やまがた暮らし応援カードを発行し、それを店舗や窓口で提示した場合に、民間企業や県・市町村が提供するサービスの料金割引等を提供する。

交付対象：次のいずれかに該当する方

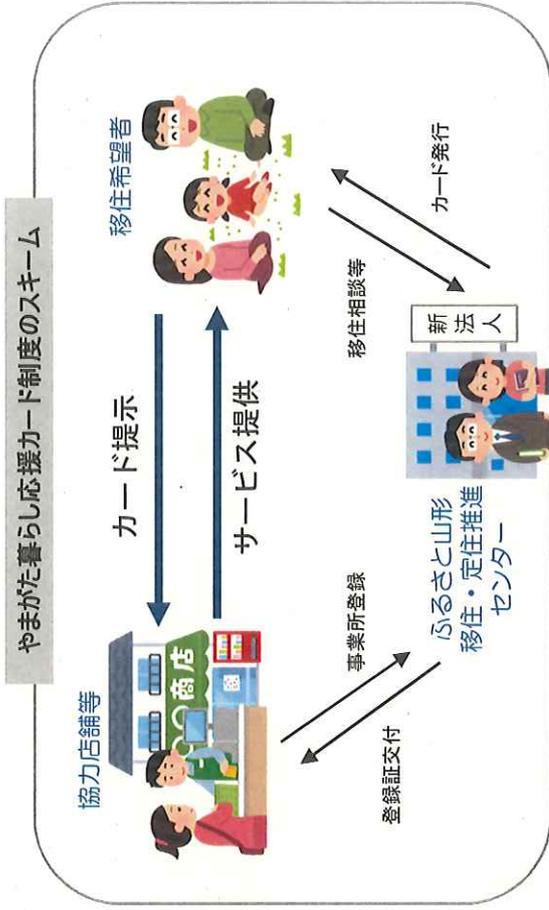
- ① 県外在住で、センター窓口（東京又は山形）で相談された方
- ② 県外在住で、ポータルサイト「やまがた暮らし情報館」を利用して相談された方
- ③ 県外在住で、各市町村移住相談窓口で相談された方
- ④ 令和2年3月1日以降に県外から県内に移住し、移住した日から1年以内の方（転勤・進学は除く）

有効期限：カード交付日から3年間

※移住して1年以内の方は交付日から2年間

提供内容：民間企業や県・市町村が行うサービスの割引等

（主な例）県内でのレンタカー料金の割引、不動産賃貸時の仲介手数料割引、引っ越し料金の割引、自動車教習所の料金割引、住宅ローンの金利引き下げや優遇、県や市町村普施設の料金割引 など



3 カードのデザイン



(表)



(裏)

4 スケジュール（予定）

- 8月 3日：協賛企業（第一弾）の公表
- 8月 17日：カード申込受付開始
- 9月 1日：制度運用開始